

九州イノベーション創出戦略会議規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は「九州イノベーション創出戦略会議（Kyushu Innovation Creative Conference：略称「KICC」）」（以下「戦略会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 戦略会議は、賛同する関係機関が連携し、九州地域において自律的にイノベーションが次々に展開されるようなビジネスモデル構築の支援や技術支援事業を実施し、九州地域の企業の全体的な底上げ・九州地域の産業の活性化や九州地域発のイノベーション創出を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 戦略会議は前条の目的に向けた取り組みとして次の事業を行う。

- 一 研究機関が保有する試験研究機器等の研究開発資源（以下「研究開発資源」という。）の相互活用・共同利用に関すること。
- 二 地域企業からの研究開発資源の活用、技術相談等に関すること。
- 三 知的財産マネージメント、国際標準化戦略等を含むビジネスモデル構築支援
- 四 その他前条の目的を達成するために必要と認められるもの

(基本理念)

第4条 戦略会議は次に掲げる基本理念に基き、前条に掲げる事業を実施する。

- 一 戦略会議は、第2条の目的に向けて、戦略会議参加機関（以下「参加機関」という。）が各組織の垣根を越えて連携、協働する場として機能する。
- 二 戦略会議は、同条の目的を達成するため、目標等を定め、事業活動内容を具体化する。
- 三 参加機関は、保有する研究開発資源の広域的な相互活用、産業界での利用等を促進するために、協力可能な内容を検討し、その具体化に努める。
- 四 参加機関は、互いに支援、協働し、地域企業の技術的課題に対するワンストップサービスの実現に努める。
- 五 戦略会議は、研究開発資源の相互利用を促進するため、イノベーション創出を担う人材の交流促進に努める。
- 六 戦略会議は、研究開発から事業化までの一連のイノベーションを促進するため、同様の目的で設置された他地域戦略会議との連携・協働を図る。

第二章 会員等

(会員)

第5条 戦略会議は、第2条の目的に賛同する大学・高専、公的試験研究機関、産業

支援機関、経済団体等をもって組織する。

- 2 会員は、あらかじめ戦略会議事業に携わる者（以下「会員委員」という。）を定める。

（役員）

第6条 戦略会議に、次の役員を置く。

- 一 会長・・・1名
- 二 副会長・・・4名以内

（選任及び職務）

第7条 会長及び副会長は会員委員のうちから総会において選任する。

- 2 会長は、戦略会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員は、無報酬とする。

第三章 総会等

（総会）

第8条 総会は会員委員で構成し、戦略会議の事業及び運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 総会は通常総会と臨時総会とする。通常総会は原則毎年1回開催する。ただし、書面総会に代えることができる。臨時総会については必要に応じ開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会は、会員総数の過半数の会員委員をもって成立する。
- 5 総会の議長は会長がこれにあたる。
- 6 議事は、出席会員委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 やむを得ない事由により総会に出席できない会員委員は、あらかじめ通知された事項について、書面で表決し、又は、代理人に表決を委任することができる。
- 8 前項の規定により、書面で表決し、又は表決を委任した会員委員は総会に出席したものとみなす。

（幹事会）

第9条 戦略会議の事業の推進と円滑な運営を図るため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会委員は総会において選任し、15名程度で構成する。
- 3 幹事委員の任期は、次期通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期途中で幹事会委員が交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 幹事会委員が任期の途中で当該委員が所属する機関の役職を異動する場合において、その役職の後任者または同一機関にあってその役職に準ずる者を幹事会委員とする場合は、総会で選任されたものとみなす。
- 6 幹事会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(諸会議)

第 10 条 戦略会議の事業に関する企画、調整及び円滑な運営を行うため会議を置くことができる。

2 会議の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(分科会及び研究会)

第 11 条 戦略会議は、事業の円滑な遂行に資するため分科会及び研究会を設置することができる。

2 分科会及び研究会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

第四章 解散

(解散)

第 12 条 戦略会議は、総会の議決によらなければ解散できない。

第五章 事務局

(事務局)

第 13 条 戦略会議の事務を処理するため、事務局を一般財団法人九州オープンイノベーションセンター、国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センター及び独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部に設置する。

第六章 雑則

第 14 条 この規約に定める事項のほか、戦略会議の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

(附則)

1. 事業の実施にあたっては、平成 19 年 3 月九州知事会において定められた「九州各県工業系公設試の連携に関するビジョン」との整合を図るとともに、産業技術連携推進会議等とも相互に連携し、効率的かつ効果的な運用に努める。
2. この規約は、平成 20 年 9 月 18 日から施行する。
3. この規約は、平成 21 年 6 月 8 日から施行する。
4. この規約は、平成 22 年 7 月 30 日から施行する。
5. この規約は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。
6. この規約は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。
7. この規約は、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。